

令和6年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和6年10月25日（金） 午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員
公益代表：荒井委員、井田委員、田中委員、松隈委員、本谷委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員
使用者代表：大塚委員、高橋 基典、藤野委員、宮脇委員
- 4 事務局
大分労働局：佐藤労働局長、本多労働基準部長、竹内賃金室長、
幡手賃金室長補佐
- 5 議題
(1) 令和6年度特定最低賃金審議状況について
(2) 特定最低賃金専門部会報告について
(3) 大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の審議について
(4) 特定最低賃金の改正決定について（答申）
(5) その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

本日は、山田委員、渡辺委員より御欠席の御連絡をいただいております。

このため、本審議会には13名が御出席されており、最低賃金審

議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、井田会長にお願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。

まず議題1、「令和6年度特定最低賃金審議状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金につきましては、9月25日に第一回目の専門部会を5産別が集まったの合同会議の形で開催し、部会長の選出、専門部会規程の確認、金額審議日程の調整等をお行いました。

その後、10月2日から10月23日までの間で各産別2回の金額審議を行っていただきました。

専門部会での審議結果につきましては資料 1「令和6年度 特定最低賃金審議結果」の通りでございますが、決定内容を説明させていただきます。

鉄鋼業最低賃金専門部会は、53円引き上げの時間額1,106円、

非鉄金属製造業最低賃金専門部会は、48円引き上げの時間額1,053円、

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、55円引き上げの時間額996円、

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は、46円引き上げの時間額997円、

自動車（新車）小売業最低賃金専門部会は、49円引き上げの時間額991円で、それぞれ結審するに至りました。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はございませんか。特に無いようであれば、次の議題2「特定最低賃金専門部会報告につい

て」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日配付させていただきました資料 2 をご覧ください。

これは、本年度、5つの特定最低賃金専門部会において、おまとめいただきました結果を各部会長から審議会会長あての報告書として作成したものでございます。

報告書の記載内容は各専門部会でご確認いただきましたが、審議会委員の皆様には、報告書の読み上げを持ちまして、内容をご確認いただきたいと思っております。

室長補佐

それでは、鉄鋼業につきましては、報告書全体を読み上げますが、他の特定最低賃金につきましては、報告書の別紙について、鉄鋼業最低賃金と異なる事項、具体的には適用使用者と金額のみを読み上げさせていただきます。

なお、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、適用する労働者の項目の異なる箇所も読み上げさせていただきます。

その他の内容は、鉄鋼業と同文ですので省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

【報告書読み上げ】

賃金室長

以上、報告書写しを読み上げいたしました。表記について従前からの変更点がございまして、令和6年4月の日本標準産業分類の変更で、表記がカンマから読点に変更になった部分に伴う変更でございます。全業種に共通する部分は、報告書別紙の2「適用する使用者」の項に「管理、補助的経済活動」との記述がございまして、この「管理、補助的」の読点は従前はカンマでしたが、ことから、今回から読点として記述しております。

ほか、業種ごとの変更部分としては非鉄金属製造業の項2「適用す

る使用者」の1行目の「抽伸、押出しを～」がカンマであったところ、自動車船舶製造業の別紙の件名と項2「適用する使用者」の「船舶製造・修理業、」がカンマであったところを今回から読点として記述しております。内容については金額と発効日以外は従前と変更はございません。

会 長

ただ今、事務局から報告書の説明と、読み上げがありました。何か質問等はありませんか。

特にないようであれば、事務局から本報告の取り扱いについて説明をお願いします。

賃金室長

5業種の特定最低賃金専門部会の部会長を代表して鉄鋼業の部会長である松隈委員から、全専門部会の報告書を一括して井田会長にお渡しいただきます。

【松隈部会長から井田会長に報告書を手交】

会 長

続きまして、議題3「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の審議について」に入ります。

事務局に専門部会の審議経過の説明をお願いします。

賃金室長

「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」については、10月2日、10月21日と2回の金額審議を行っていただきましたが、全会一致とはならず採決により結審いたしました。

これにより、最低賃金審議会令第6条第5項が適用されないため、本審議会におきまして、この専門部会報告書につきましてご審議いただくこととなります。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

なければ、ここで、同専門部会の荒井部会長から審議について説明をお願いします。

荒井委員

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の金額審議は、10月2日と10月21日の2回にわたり、全会一致に向けて真摯な協議を進めてまいりました。

金額審議の1回目では、

労側委員からは、

価格転嫁の進展、人材の確保・流出防止などの理由から引上げ上限額である労働協約の最低額50円の提示がありました。

一方使側委員からは、

人件費高騰による倒産増加、価格転嫁が進んでいないなどの説明があり、昨年の引上げ額35円をもとに、より厳しい景況から30円という提示がありました。

第2回目の金額審議では、労側委員から協議を開始しましたが、まず労側委員からは、

業界団体や公取は価格転嫁推進に向かっていること、福岡県の最賃額（1081円）との差が大きく人材流出防止が必要であることから、前回提示の50円を維持すると説明がありました。

労側からの説明を受け、使側からは、

他県の最賃額ではなく企業の業績から判断すべきであり、景況悪化により昨年の35円までは示せないが、歩み寄りとして33円を提示するとの説明がありました。

使側の新たな金額提示を受け、労側からは

厳しい経営状況の中でも今年の春闘では昨年度を上回る賃上げ結果となっている、とのことから新たな提示はありませんでした。

使側からは

最低賃金とは最低基準を定めるものであり、50円引上げは引上げについてこられない企業の切り捨てにつながるとの説明があり、新たな提示なし、となりました。

これを受け、労側からは

使側との金額差は20円ほどであり、その賃上げも無理な企業は事業として成り立たないのではないかと考えるが、歩み寄りのため、49円を提示する。49円引上げで1,000円となること、影響率が7.1%であること、他県の状況を考慮してこの金額とする、との説明があり、49円の提示がありました。

労側の新たな金額提示を受け、使側からは

昨年以上の引上げができる状況にはないが、歩み寄りとして38円の提示がありました。

これを受け、労側からは全会一致に向けた歩み寄りをいただき、

1,000円到達にはこだわりたいが、46円とする。引上げ率は4.84%であり、連合の99人未満企業の賃上げ率の4.87%を根拠とする、として46円の提示がありました。

これを受け、使側からも全会一致に向けた歩み寄りをいただき、

40円台後半は難しいが、歩み寄りとして42円とするという提示がありました。

労側46円、使側42円と4円差まで歩み寄りをいただきましたが、労使双方から「これ以上の提示金額変更は無理である」との説明があり、現状では全会一致が難しいことから、一旦公益委員の意見の取りまとめを行いました。

公益委員の意見は、

「労使それぞれの主張に根拠があり、もっともな意見であるが、本年は他県で50円を上回り決定しているところが多く、またこれま

での大分その他産別でも49円以上引上げとしている状況であり、提示金額46円は中小企業の賃上げ率を参考とした金額であることを考慮し、46円としたい。」

として、労側提示の46円を採用するものとなりました。

そのため、再度、使側に公益委員の考えを説明し、全会一致の観点から再度歩み寄りができないか最終的な確認を行いました。使側からは、これまでの説明のとおり、46円には歩み寄りができないとの説明があったため採決を行ったものです。

採決の結果、

引き上げ額 46円、時間額997円に対し

賛成 4名（公1、労3）、反対3名（使3）

となったものです。

審議状況は以上でございます。

会 長

ただ今の説明及び報告書の内容に対し、ご質問等はありませんか。
また、労使から補足しておきたいことはありませんか。

【意見等なし】

会 長

では、これから、この報告書の最低賃金額について採決を行うこととなりますが、採決に当たり、各側委員でのご意見を検討いただく時間、協議場所が必要でしょうか。

【必要なし】

会 長

それではこれより、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の採決を行います。

同専門部会報告の最低賃金額997円につきまして

賛成の委員は挙手をお願いします。 8 人

反対の委員の挙手をお願いします。 4 人

採決の結果は、

賛成 8 人、反対 4 人

となりました。

よって、賛成多数で、専門部会報告の最低賃金額997円を大分地方最低賃金審議会として可決します。

会 長

それでは、事務局に答申文(案)の準備ができましたら配付と読み上げをお願いします。

賃金室長

答申文案を作成して参りますので少々お待ちください。

【退室、入室、答申文(案)を配付】

室長補佐

【答申文(案)読み上げ】

賃金室長

以上、答申案を読み上げいたしました。表記について従前からの変更点がありますのでご説明いたします。報告書のところでご説明しましたとおり、表紙の特定最賃の件名は「船舶製造・修理業、」の点がカンマになっております。これは従前の日本標準産業分類がこの表記でしたので特定最低賃金名もこの表記となっており、諮問もこの表記で行いました。令和6年4月の日本標準産業分類の改正にてカンマが読点に変更されましたので、今回の特定最賃改正のタイミングで表記を変更することとなっております。

そのため、別紙の冒頭の特定最賃の件名の「船舶製造・修理業、」、2「適用する使用者」の中の「船舶製造・修理業、」の部分について、カンマから読点に変更しております。また、3行目の「管理、補助的経済活動」の部分についても、カンマから読点に変更しております。内容については金額と発効日以外は従前と変更はございません。

会 長

ただ今の答申文（案）に対し、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、冒頭の（案）は削除願ひ、この答申を会長からの答申とします。

会 長

次に、議題4「特定最低賃金の改正決定について(答申)」に入ります。本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは、先ほど御審議いただきました、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の答申文を事務局にて作成いたします。

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の答申文作成の間に、お手元の資料 3のご説明をいたします。

先程の審議状況でもご説明いたしましたが、4業種の専門部会において、全会一致の結論をいただきました。

専門部会の結論が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により専門部会の決議が審議会の決議となり、各専門部会の結審した日付で答申をいただいたところです。その4業種の特定最低賃金の答申の写しを資料No.3として添付しております。

答申文につきましては、先程の報告書の内容と同じでございますので、読み上げは省略させていただきます。

先ほどご審議いただきました大分県自動車・船舶製造業最低賃金の答申文を作成しました。

併せまして5業種の答申文を、井田会長から佐藤労働局長にお渡しいただきます。

【会長から労働局長へ答申文を手交】

会 長

ただ今、労働局長に答申文を手交させていただきましたが、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

先程、答申文を手交していただきましたが、全会一致により既に答申をいただいております4つの特定最低賃金につきましては、順次、答申日に答申の要旨を大分労働局前に掲示及び大分労働局ホームページに掲載し、それぞれ翌日から起算し15日間の公示中でございます。

最初に答申されました「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」最低賃金に対する異議申出の期限は10月30日（水）まで、また、最後の答申であります「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」最低賃金につきましては、本日公示を行いますので、異議申出の期限は11月11日（月）までとなります。

これらに対し、異議申出がなければ、大分労働局長は、公示末日の翌日（休日の場合は、翌開庁日になります）に審議会の答申のとおり、各特定最低賃金額を決定し、順次官報公示の手続きを行ってまいります。

効力発生日は、5つの特定最低賃金を統一して、指定発効の12月25日の見込みでございます。

なお、異議申出があった場合は、審議会を11月12日（火）10時から開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

ちなみに、特定最賃の異議は、確認したところ、これまで提出されたことはございません。11月12日の審議会は異議を審議することのみを議題としておりますので、異議の提出がない場合は、審議会は中止となります。

そのため、開催日程は11月12日の午前10時からとしておりますが、異議が出された際には速やかに事務局から各委員の皆様へ開催のご連絡を差し上げます。

期限までに異議申出がなく、中止する場合もご連絡差し上げますが、公示期限が11月11日の24時までとなっております。そのため恐縮でご

ざいますが、中止の場合は11月12日当日の午前8：30からのご連絡となりますことをご了承お願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ申し訳ございませんが、日程の確保をよろしくお願い申し上げます。

会 長

ただ今の事務局説明に対し、何か質問等はありませんか。

なければ、最後に議題5「その他」に入ります。

労使各側から、ここで話しておきたいことがあればお伺いします。

【意見等なし】

会 長

事務局から何かありますか。

賃金室長

10月5日より改正発効しました大分県最低賃金につきまして、答申に取引環境の改善等の要望を付記されておりましたので、国の取り組みの情報として、資料4に行政機関、業界団体等に対する要請文書等を添付しております。後ほどご覧いただければと思います。

会 長

ただ今の事務局説明に対し、何か質問等はありませんか。

大塚委員

資料4の23ページ以降で、新しく或いは拡充された支援策がもしあれば教えてください。

賃金室長

10月の段階では特に新しいものはございません。

大塚委員

分かりました。

会 長

他には何かご質問はありませんか。

特にないようでしたら、最後に佐藤労働局長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

労働局長

労働局長の佐藤でございます。

本日、審議会開催に当たりまして、お忙しい中、委員の皆様にはご出席賜りご審議いただきましたこと、誠にありがとうございます。

本年度の特定最低賃金の5業種の審議につきましては、真摯にご審議いただきまして、ただ今、井田会長から答申をいただいたところでございます。

各委員の皆様方におかれましては、大分県最低賃金が大幅に引き上げとなった状況、物価上昇、雇用環境等といった様々な要因を熟慮していただきご審議いただいたものと確信しているところでございます。様々な立場上の苦慮もあったかと思えます。本当にありがとうございました。

大分労働局といたしましては、今後、大分県最低賃金と併せて特定最低賃金の周知啓発に努めて参りたいと考えているところでございます。これからも委員の皆様方におかれましては労働行政の運営、推進にご協力賜りたく考えているところでございます。

限られた期間でご審議いただきましたことにつきまして、重ねてお礼申し上げますとともに、これからもご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。

それでは以上で、本日の審議会を終了します。

本日の議事録確認委員は藤本委員、藤野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。